

18歳から大人

～成年年齢引き下げによる 消費者トラブルに注意～

民法が改正され、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い18・19歳も成人として、自分の判断や行動に責任を持つことが必要になります▶問：消費生活センター☎21-2972

成年年齢引き下げで何が変わる？

親の同意なしでさまざまな契約をすることができるようになります。

18歳で成人になったらできる消費生活のこと

- 自分のクレジットカードが持てる
- ローンを組んだり、借金ができる
- 部屋の賃貸借契約ができる など

詳しい内容は政府広報オンラインHP参照。



成年になると契約はどう変わる？

未成年者取り消しは？

未成年者は、社会人としての知識や経験が浅いため、法律で保護する制度があり、法定代理人（親権者など）の同意のない契約は取り消すことができます。これが「未成年者取り消し」です。

これまでは、18・19歳で結んだ契約は、未成年者取り消しができましたが、今後は18歳で成人になり、契約取り消しはできません。「未成年者取り消し」は17歳までになります。

自分のクレジットカードが持てる

クレジットカードはキャッシュレス決済の手段の1つです。便利な反面、使いすぎてしまう恐れがあります。クレジットカードでの買い物は、クレジットカード会社が代金を一時的に立て替え、後でクレジットカード会社に支払うことになります。仕組みを理解して、慎重に利用しましょう。

▶注意点◀

- ・支払い方法を必ず確認
- ・利用明細を必ず確認
- ・カードは人に貸さない
- ・紛失時の連絡先を控えておく

借金ができる

銀行や消費者金融からお金を借りることができます。ATMや無人契約機などで簡単に借りることができますが、無計画に、次々と借金を重ねると多重債務に陥る恐れがあります。軽い気持ちで借金してはいけません。



！こんなトラブルに注意！

もうけ話（情報商材、マルチ商法）

事例1

マッチングアプリで知り合った人から、暗号資産の投資を勧められ、投資をしたが、出金ができない。

事例2

大学の先輩から「簡単に儲かる」と言われ、投資の情報商材90万円を消費者金融で借金をして契約したが、儲からない。友人を誘えばボーナスが出ると言われた。



アドバイス

- ・投資には必ずリスクがあります
- ・クレジットカードでの高額支払いや借金をしての契約はしないようにしましょう
- ・暗号資産での投資では、登録業者かどうかの確認をしてください
- ・怪しい話は、はっきり断りましょう



美容医療やエステ（ひげ脱毛、美顔など）

事例1

美容クリニックで、美顔の施術を受けたが、顔全体がはれあがった。



事例2

エステサロンで、高額なひげ脱毛を契約したが、効果が見られない。

アドバイス

- ・美容医療やエステは契約前に、業者の情報を集め、検討しましょう
- ・その場の雰囲気にならせず、本当に必要な契約かよく考えてください
- ・効果だけでなく、リスクや副作用についても知っておきましょう
- ・一定の要件を満たす継続的な契約では、クーリングオフや中途解約ができます



ネット通販

事例1

ネットで洋服を注文し、代金を支払ったが、商品が届かない。

事例2

SNSの広告を見て、お試し300円のダイエットサプリを注文したら、2回目も商品が届き、定期購入になっていたことが分かった。



アドバイス

- ・ネット通販では、クーリングオフはできません
- ・購入前に、業者の所在地、連絡先、代金振込口座などを確認しましょう
- ・購入前に、契約内容、契約条件、解約条件を確認してください



まずはご相談ください

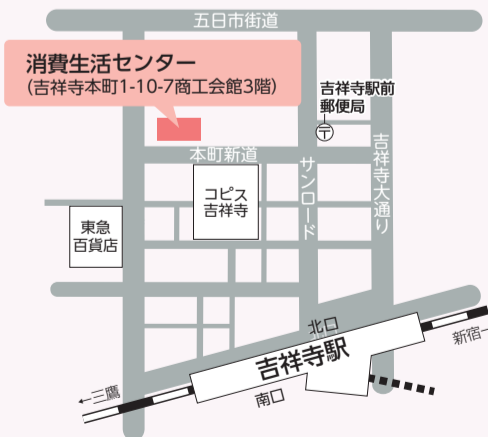
相談専用電話

☎21-2971

平日、午前9時～午後4時

- 相談方法 電話または直接窓口へ（要予約）
- 対象 市内在住・在勤・在学の方
- 費用 無料
- その他 契約書やチラシなど関係する書類を持参

Eメールや手紙、事業者からの相談は受付不可／中立・公正な立場で助言・あっせんを行います（事業者への指導権限はありません）



出前講座も行います

消費者被害を未然に防ぐため、老人会、学校や地域の集まりなどへ講師（消費生活相談員）を派遣しています（無料。少人数グループ可）